

# 日伯新聞

カホ新報

サンジョアキン街六十八番  
郵局三七五  
電話セントラル六一八三  
本紙定期費年廿五ミリ

## 改廢を要する物(二)

▲吾人は前回パウル領事館よりベロン分館の不必要、並にその廢止を主張した。移民が東西どちらかに何よりも無かつた時代こそ移民世話係として必要であつたが、今は移民も段々廢止を主張した。移民が東西どちらかに何よりも無かつた時代こそ移民世話係として必要ではない。

▲何時迄も領事館の厄介になら、此上領事館の手を煩はすことはない。

▲即ちソロカバナ線一帯の住民は大半がラジ通のスシが倍へ

▲即ちソロカバナ線一帯の住民

數の邦人だけである。これでても無ければ無いで、昔の無かつた時代の様に總てサンパウロ領事館を相手とすればよい譯で其安定期はその資金として金貨百定なるや全然サンパウロの交通系統を無視し、單に地圖の上で按分比例的に分配しなくて、其間少しも在留者の利便のない。

▲少々位學校補助費だ低利資本が經濟上の損失とかは考慮の内に入れてない。

▲一例を擧げるとソロカバナ線一帶はパウルの管區に屬する、然るに同線の交通系は首府サンパウロに直通して居て二十餘時間で聖市に来れるか、パウルに於て損し、無駄の宿錢を費さぬうちに途中ボツカッて一泊しても取つて差支へない。

▲マトグロツク住民に於つても同じこと、パウル迄呼出される位なら序にサンパウロ迄出て用事を足すのが順序で、途中大道の四分一が三分一を公共團体に寄りさせられるだけが無駄の失費だ、パウル領事館が無かつて、委員は日本政府は左の三條件をばよい、パウルを一ヶ瀆して賛成する旨聲明し。

▲又領事館としても成る可く煩より簡に、世話を抱いてやと移入の發程度に應じて行政の時間と金を損なはね、一度きめたことだから飽く迄奉せねばならぬと頑張るのを惜む歩ける小供を抱いてやるやうなのである。

幣草資金の金貸百万ドル到着

日本委員の聲明

軍縮準備委員會

軍縮資金の金貸一百万ドルを北米某財團から受け取つた

は、隨分あり勝ちの事だ。別に不思議でもなんでもない。恐らく其男も矢張夢中で髭を剃つた言ひない」などと鹿爪らしい學者と言はざるを得なかつた。併し實を言へば、恐う言ふ手合の學者を釣出すのが僕の望みよ書記生の十八位贈るのは何と申す。ゼバにて開會中の軍縮準備委員會に於て四月廿三日佐藤日本大使は日本政府は左の三條件をばよい、マトグロツクを一ヶ瀆して賛成する旨聲明し。

▲又領事館としても成る可く煩より簡に、世話を抱いてやと移入の發程度に應じて行政の時間と金を損なはね、一度きめたことだから飽く迄奉せねばならぬと頑張るのを惜む歩ける小供を抱いてやるやうなのである。

一、御送金の伯貨は當店にて受取り當日爲替相場にて日本金にて換算可致候にて當店に於て負擔致し即全無手數料にて御郷里受取人へ送り届け申上候

三、金子はコンパロール、郵便爲替又は銀行小切手にて當店へ御送り被下接コソメルシアルエスタード、デ、サンクロ又は御便宜の方はバンコノロヘ御拂込被下ても支差へ無之候

四、何れにしても送金申込書は必ず忘れずに當店へ御送り被下及候

五、預金全額正金銀行勘定として、日本内地郵便爲替科、書留料其他總額は横濱正金銀行勘定として、バンコクの持主等は元來唯心論に大いに對であつた。化物話などは殊の外専更かういふ不可思議の記述をねつ造するのが僕にとつては一層愉快で堪らなかつた。

六、讀者を怒らせる記事

其後僕は池上先生から讀者を怒らせる記事を書いてくれと言ふ命令を受けた。其處で「宿の夫に對するヒント」といふ標題

七、世の宿六連は宜しく箇笥の抽斗に交渉しそうか、夜更けて夫に對するヒントといふ標題

八、世の宿六連は宜しく箇笥の抽斗に交渉しそうか、夜更けて夫に對するヒントといふ標題

九、世の宿六連は宜しく箇笥の抽斗に交渉しそうか、夜更けて夫に對するヒントといふ標題

十、世の宿六連は宜しく箇笥の抽斗に交渉しそうか、夜更けて夫に對するヒントといふ標題

十一、世の宿六連は宜しく箇笥の抽斗に交渉しそうか、夜更けて夫に對するヒントといふ標題

十二、世の宿六連は宜しく箇笥の抽斗に交渉しそうか、夜更けて夫に對するヒントといふ標題

十三、世の宿六連は宜しく箇笥の抽斗に交渉しそうか、夜更けて夫に對するヒントといふ標題

十四、世の宿六連は宜しく箇笥の抽斗に交渉しそうか、夜更けて夫に對するヒントといふ標題

十五、世の宿六連は宜しく箇笥の抽斗に交渉しそうか、夜更けて夫に對するヒントといふ標題</





母國近情

## 財界安定策

する銀行預金の支拂

四、預項以外の銀行預金の支拂

殿下は近く臣籍に御下降あり

帝

第三條 手形その他これに準ず

にして一口五百圓以下のもの

に之をなすに依り其効力を有す

尙本令は公布の日より之を施行

し別に勅令を以てその施行地域

には内地と指定せり

此傾向全國に波及し日本財界

をなすべき行爲は、その行爲

をなすべき時より二十日以内

に此現送し本日午後迄に日銀の

貸出高一億圓を超えたと新内閣

は成立早々只管之が安定策につ

き腐心中なぞが去二十五日當地

總領事着情報に依れば

▲財界安定策の樹立

政府は今朝來各方面の報告を徵

集慎重攻究の上財界安定のため

徹底的救済の方策をとることに

決定し其手續に着手せり

開き立法手段によるの考へなる

が、差當り機宜の措置として憲

法第八條第一項により私法上の

金錢債務の支拂を延期すると共に

手形等の權利保存行為の期間

延長に關し左の緊急勅令を制定

し四月二十二日公布せられたり

第一條 昭和二年四月二十二日

以前に發生し同日より同年五月

二十二日迄の間に於て支拂をな

すべき金錢債務にして勅令を以

て指定する地域内に住所又は營

業所を有する債務者の負擔する

ものに就ては二十一日間その支

拂を延期す、但し債務者がその

地區外に他の營業所を有する

場合に於て該營業所の取引に關

する債務に就ては此限りに非す

第二條 左に掲ぐる支拂に就い

ては前條の規定を適用せず

一、國府縣其他の公共團體の債

務の支拂

二、給料及勞銀の支拂

三、給料及勞銀の支拂

の支拂



29 de Abril de 1927 N.521

# Nippak - Shimbun

號一廿五第 日九廿月四 年二和昭

Parque Cruzeiro do Sul 土地賣出し (詳細は五面にあり)

Escriptorio

Falacete Santa Helena, 2ndo andar  
Sala-201 1--5 horas de tarde

## ARRUAMENTO DO PARQUE CRUZEIRO DO SUL

PROPRIEDADE DA FFMA

MARTINS, URIOSTE & LIMA

*Distrito de S.MIGUEL*

S.PAULO

1926

